

令和2年（2020年）10月12日

新型コロナウイルス感染症予防対策

ジャージの中のTシャツ着用等、防寒対策について

新型コロナウイルス感染症対策として、ウイルス等を自宅に持ち込まないよう、本年度は洗濯しやすいジャージでの登校を認めてきました。例年であれば、夏季のジャージ登校可能期間から制服登校期間に切り替わる時期ですが、まだ新型コロナウイルスが収束状態となっていないため、本年度は**この後も新型コロナウイルス感染予防対策として、「ジャージでの登校可能」としていきたい**と思います。

<ジャージ登校で寒い場合の防寒対策>

- 学校指定の長袖Tシャツをもっている場合は着用しても構いません。
- 本年度は**学校指定以外の長袖Tシャツ（またはトレーナー）をジャージの下に着用しても構いません。**
 - ※新型コロナの感染拡大による本年度のみの臨時の措置のため、色や柄の指定はありません。
 - ※ジャージの下に着用することとなります。（ジャージを着用せず、私服Tシャツのまま校内で過ごすことはできません。）
- 例年通り、**ひざかけの使用は許可しています**ので、Tシャツの着用とあわせて、各自で体温の調整を行ってください。
- 制服での登校も可能**です。
- これらの防寒対策をとった上でも寒い場合は、担任や教科担任に申し出てください。